○農林水産省令第六号

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則（平成二十五年総務省令第八号）の施行に伴い、農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「から第十六条まで」を「から第十六条の二まで」に改め、同条の表第七条第一項の項中「又は第五十四条第二項」を「、第五十四条第二項又は第五十九条の五の四第八項」に改め、同表第十五条の四の項中「若しくは市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）」を「、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）」に改め、同表第十六条の項中「若しくは市町村の合併の特例に関する法律」を「、市町村の合併の特例に関する法律若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律」に改め、同表に次のように加える。

第十六条の二	令第五十条第一項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてこの例によることとされている場合を含む。） 令第六条において準用する公職選挙法施行令第五十条第一項

附　則

この省令は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

○農林水産省令第七号

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則（平成二十五年総務省令第八号）の施行に伴い、海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部を改正する省令

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令（昭和二十五年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第七条第一項の項中「又は第五十四条第二項」を「、第五十四条第二項又は第五十九条の五の四第八項」に改め、同表第十五条の四の項中「若しくは市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）」に改め、同表第十六条の項中「若しくは市町村の合併の特例に関する法律」を「、市町村の合併の特例に関する法律若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律」に改め、同項の次に次のように加える。

第十六条の二	令第五十条第一項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてこの例によることとされている場合を含む。） 令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第五十条第一項

附　則

この省令は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

○国土交通省令第七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の十四の項第二号の規定に基づき、法人土地基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

法人土地基本調査規則の一部を改正する省令

法人土地基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

法人土地・建物基本調査規則

第一条中「法人土地基本統計」を「法人土地・建物基本統計」に、「法人土地基本調査」を「法人土地・建物基本調査」に改める。

第二条中「法人土地基本調査」を「法人土地・建物基本調査」に、「の所有及び利用」を「及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却」に改め、「地域別の土地」の下に「及び建物」を加える。

第三条第二項中「のうち、他者への販売を目的として所有する土地を除いたもの」を削り、同条第三項中「及び他者への販売を目的として所有する土地」を削る。

第四条中「法人土地基本調査」を「法人土地・建物基本調査」に改める。

第五条の見出し中「額」を「会社以外の法人」に改め、同条中「額は、一億円」を「会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）」に改める。

第六条各号列記以外の部分を次のように改める。

法人土地・建物基本調査は、次に掲げる法人について行う。

第六条第一号中「資本金、出資金又は基金の額が前条で定める額以上の」を削り、「のうち」の下に「国土交通大臣が調査すべきものとして」を加え、同条第二号を次のように改める。